

村山市農業委員会総会会議録（第5回）

1. 期日 令和6年5月15日（水）午前10時00分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（18名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（0名）

—	—	—	—
—	—	—	—

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第24号 村山市農用地利用集積計画について

議第25号 推進委員等の最適化活動の点検・評価について

議第26号 農業委員会の最適化活動の点検・評価について

5. 報 告

報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第15号 非農地証明願について

報第16号 農地改良届出について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

いよいよ田の代かき、田植え作業が始まり忙しい時期になってきた。最近雨は降らず水不足、水の確保に難儀している状況、ひたすら雨が欲しい毎日です。さくらんぼについては、昨年的高温障害があったが作柄はこれから、悪くはないのではないかと。西瓜などもあるが、すべて順調に行ってくれればと思います。農業委員の皆さんも十分に気を付けて農作業に励んでもらいたいと思います。

それでは、第5回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

2番 結城 正志 委員、3番 阿部 憲一 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は48番から56番までの9件で、所有権の移転が5件、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が1件となります。地目、面積は田が19,744㎡、畑が53,074㎡で合計72,818㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号48番から56番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(5月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 21 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、5 番、6 番の 2 件で、田が 1,850 m²、畑が 1,218 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 5 番は、譲受人の会社敷地に隣接する農地を、不足している「重機置場」用地として整備するため、所有権の移転をするものです。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当しますが、既存施設の拡張として、申請面積が既存施設の面積の 1/2 を超えない場合に該当し、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力については、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。また、業務に必要な古物商の免許を所有していることを確認しております。

この案件は、一昨年 8 月総会に上程した農業振興地域整備計画の変更をふまえ、令和 5 年 3 月 2 日付けで農振農用地区域内から除外された案件で、村山東根土地改良区と被害防除対策、特に排水対策のため、約 1 年かけて調整していたものです。

申請番号 6 番は、譲受人が「仮設現場事務所、仮設トイレ、簡易倉庫、駐車場」などとして、一時転用するため、貸借権の設定をするものです。

東北中央道維持工事に係る尾花沢地区防護柵工事(袖崎面)を行うため、必要な施設を設置するもので、貸借期間は令和 6 年 5 月 20 日から 12 月 27 日までの 8 か月間となります。貸借契約終了後は、原状復帰して農地に戻す計画です。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから「第2種農地」に該当しておりますが、「申請地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためであって、利用目的を達成するうえでこの申請地を供することが必要であると認められる場合（令第4条第1項第1号イ、処理基準第6、1(1)①）」に相当し、代替性がない（第2種農地の不許可の例外）と判断されることから立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明書で確認しております。

これらの案件について、5月2日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中で6番が委員案件となりますので、1件ずつ審議を行います。まずは、5番の1件について審議に入ります。
ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、5番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第22号の5番の1件について、原案の通り可決決定されました。
続きまして、6番の委員案件1件について、審議に入ります。
7番委員はご退席願います。

(7番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、6番の委員案件1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 22 号の、6 番の 1 件について、原案の通り可決決定されました。
7 番委員はご着席ください。

(7 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 22 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。
続きまして、議第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を
議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。
議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。
この案件は、5 月 2 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周
辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることを
をご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、先ほどの議第 22 号と同様、議事案件の中で 6 番が委員案件とな
りますので、1 件ずつ審議を行います。まずは、5 番の 1 件について審議に入ります。
ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、5 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと
思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 23 号の 5 番の 1 件について、原案の通り可決決定されました。
続きまして、6 番の委員案件 1 件について、審議に入ります。
7 番委員はご退席願います。

(7 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、6 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 23 号の、6 番の 1 件について、原案の通り可決決定されました。

7 番委員はご着席ください。

(7 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 23 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第 24 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 251 番から 290 番の 40 件で、申請内容は、所有権移転が 7 件、利用権設定の新規が 32 件、再設定が 1 件となります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、251 番から 290 番までの所有権移転、利用権設定の新規、再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 3 件あります。

まずは、委員案件 254 番、258 番、259 番を除いた、251 番から 253 番、255 番から 257 番、260 番から 290 番までの 37 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた 37 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 24 号の委員案件を除いた 37 件について、原案の通り可決決定されました。続きまして、254 番の委員案件 1 件について、審議に入ります。13 番委員はご退席願います。

(13 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、254 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 24 号の、254 番の 1 件について、原案の通り可決決定されました。13 番委員はご着席ください。

(13 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、258、259 番の委員案件 2 件について審議に入ります。10 番委員はご退席願います。

(10 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、258、259 番の委員案件 2 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 24 号の、258、259 番の委員案件 2 件について原案の通り可決決定されました。10 番委員はご着席ください。

(10 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 24 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第 25 号「令和 5 年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

令和 5 年度の最適化活動について、農業委員、推進委員から毎月の報告書を提出していただき、3 月末に能率給をお支払いしたところです。その 1 年間の活動内容について集約した結果であります。

24 ページには、点検・評価の集計を点数化する表、点数によって評価する評語の表があります。点数に応じて評価(標語)が変わります。

25 ページには、委員毎の点数－評語表を記載しております。無記名で誰だか分からないように記載しています。単位は点です。

詳細につきましては、担当者に説明させますので宜しくお願いします。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、推進委員等の最適化活動の点検・評価内容について説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

これで議第 25 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 26 号「令和 5 年度 農業委員会の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

昨年度から、国の指導により 3 月総会で新年度の目標、活動計画を策定し、5 月総会で前年度の点検・評価を行う、2 回に分けるやり方になりました。

主な内容を申し上げますと、29 ページ から農業委員会の最適化活動の成果目標と実績、31 ページから最適化活動の活動目標と実績です。

Ⅱ 最適化活動の実績及び点検・評価結果については、(1) 農地の集積：集積率の達成状況は目標 63.1%に対して 60.5%となっております。中間管理事業の推進が図られた一方で、高齢化などにより離農する担い手が増加している状況と分析しております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消では、緑区分 1.6ha の解消目標に対して 2.6ha の解消実績となっております。

(3) 新規参入の促進では、令和 5 年度 17 経営体の新規参入があり、新規参入者への貸付可能な面積は、目標 8.6ha に対して 1.9ha の実績がありました。

31 ページからは活動目標ですのでご覧下さい。32 ページの下段には、皆さまの点検評価の結果を評語ごとに記載しております。なお、農業委員会の評価(標語)は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としています。

本件については、総会議決後に県経由で東北農政局へ報告のうえ、ホームページなどで公表する予定です。

今後の最適化活動推進についても、農業委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

これで議第 26 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 14 号から報第 16 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 15 号「非農地証明願について」、報第 16 号「農地改良届出について」、報告事項、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 71 番から 89 番の 19 件です。田が 51,329 m²、畑が 1,418 m²、計 52,747 m²となります。解約理由は貸し人の都合によるものが 9 件、借り人の都合によるものが 10 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、10 番から 17 番の 8 件で、台帳地目で田 14,353 m²、畑 8,888 m²の計 23,241 m²です。申請内容は、20 年以上前から耕作不便などにより農地として利用されておらず原野化して農地性が失われたものや、法令の理解不足により宅地や境内地として利用されてきたものなどです。5 月 2 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、2、3 番の 2 件で、田が 6,053 m²です。申請目的は、盛土により耕作条件を整え畑地として利用するものです。5 月 2 日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第 14 号から報第 16 号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 21 号から第 26 号までの 6 件、報告の報第 14 号から第 16 号までの 3 件について、終了します。

終了 午前 10 時 50 分